

桑名市告示第106号

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月28日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱（令和5年桑名市告示第151号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域」を「並びに地域」に、「並びに良質な住宅ストックの形成を図り、もって」を「を図り、」に改める。

第2条第1号中「市外移住者」を「移住者」に改め、「。以下「法」という。」を削り、同条第2号中「永住の意思をもって居住し」を「継続して居住する意思をもち」に改め、同条第3号中「契約」を「工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）」に改め、同条第4号中「工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）」を「契約」に改め、「（相続、贈与及び交換によるものは除く。）」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 市税等 規則第5条第2項に規定する市税等（本市へ転入する前の所在地において課されたものを含む。）をいう。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 市内企業等就業者 市内に本社又は本店がある事業所と期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ、健康保険及び雇用保険の被保険者である者をいう。

第2条第11号を削る。

第4条第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2号及び第3号中「市外移住者」を「移住者」に改め、同条第4号中「補助金交付年度の翌年度から起算して5年以上継続して、」を削り、「居住する」を「定住する」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 申請日において15歳以上である同一世帯員が市税等を滞納していないこと。

第6条の見出し中「交付の申請」を「交付申請」に改め、同条各号列記以外の部分中「者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書」を「桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書兼誓約書」に、「提出」を「申請」に改め、同条第1号から第3号までを削り、同条第4号中「同一世帯全員」を「申請日において15歳以上である同一世帯員」に改め、同条第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同条第8号ただし書中「前段」を「本文」に、「第12号」を「第8号」に改め、同条第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を削り、第12号を第8号とし、同条第13号中「案内図」を「位置図」に改め、同条第14号を同条第10号とし、同条第15号中「様式第4号」を「様式第2号」に、「市内企業就業者」を「市内企業等就業者」に改め、同条第11号とし、同条第16号を第12号とし、第17号を第13号とし、同条に次の2項を加える。

2 申請者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより前項に規定する交付の申請を行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる申請方式は、第1号に掲げる申請方式による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。

(1) オンライン申請方式 申請画面から必要事項等を入力し、前項各号に掲げる書類をアップロードした後、電子申請する方法

(2) 郵送申請方式 桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書と前項各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を郵送により本市に提出する方法

(3) 窓口申請方式 申請者が申請等を窓口で本市に提出する方法

3 申請者は、前項第1号に掲げる申請方式で申請を行う場合は、書類の文字が判読できる鮮明なデータをアップロードしなければならない。

第7条第3号中「市内企業就業者」を「市内企業等就業者」に、「次の」を「次に」に改め、同条第4号中「市内企業就業者」を「市内企業等就業者」に改める。

第8条の見出し中「交付の決定」を「交付決定」に改め、同条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「当該申請に係る内容等を審査の結果」を「その内容を審査し」に、「様式第5号」を「様式第3号」に、「補助金の交付を申請した者」を「申請者」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様

式第4号」に改める。

第9条を削る。

第10条中「補助金の交付を申請した者が、第8条第1項」を「前条第1項」に、「場合」を「者」に、「速やかに」を「通知を受けた日から起算して1月以内に」に、「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(請求が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 申請者から前条に規定する期間内に請求が行われなかった場合は、当該申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

第11条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号に類するもので、」を「その他」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。

第12条中「又は第9条第3号に該当し補助金を返還することとなった場合」を削る。

第14条中「桑名市移住支援事業」を「本事業」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書兼誓約書

年 月 日

（宛先）桑名市長

桑名市移住・定住促進事業補助金の交付を受けたいので、桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、誓約事項については、すべて確認し、誓約しました。

記

1 申請者兼誓約者

氏名		生年月日	年	月	日
住所	〒				
電話番号					
メールアドレス					

(1) 全ての申請者が提出することが必要な書類

- ① 申請日において、15歳以上の同一世帯員の市税等の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
- ② 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ③ 住宅の引渡日が確認できる書類
- ④ 建物登記簿の全部事項証明書
- ⑤ 取得した住宅の建物全景写真

(2) 新築住宅を取得した場合

- ⑥ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し

(3) 中古住宅を取得した場合

- ⑦ 位置図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- ⑧ 建築基準法第6条第4項若しくは第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し又はそれに相当するもの（当該住宅を売買により取得した場合）
- ⑨ 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合）

(4) 若年夫婦に該当する場合

- ⑩ 婚姻後の戸籍謄本の写し

(5) 市内企業等就業者に該当する場合

- ⑪ 就業証明書（様式第2号）

(6) 外国人に該当する場合

- ⑫ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者の在留資格を有することを証明する書類の写し

2 誓約事項

- (1) 桑名市がこの補助金の交付申請に係る要件の確認又は補助金受給後において内容の確認をするために、桑名市が保有する個人情報等の書類の閲覧又は桑名市が官公署等に対して必要な書類等の閲覧若しくは資料の提供を求めることについて同意します。
- (2) 桑名市に定住する意思を有しています。
- (3) 市に納付しなければならない分担金、使用料、加入金、手数料若しくは過料その他の市の歳入（本市へ転入する前の所在地において課されたものを含む。）の滞納はありません。
- (4) 桑名市が、この補助金に関する状況報告及び立入調査を求めた場合はそれに応じます。
- (5) 私又は世帯員は暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

就 業 証 明 書

年 月 日

（宛先）桑名市長

所在地

事業者名

代表者名

印

担当者

電話番号

下記の勤務者については現在就業しており、記載事項について相違ないことを証明します。
また、桑名市移住・定住促進事業補助金に関する報告及び立入調査について、桑名市から求められた場合には、それに応じることを誓約します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業開始年月日	
雇用形態	健康保険及び雇用保険の被保険者であって、 期間の定めのない雇用契約を締結
勤務者と代表者、取締役等の 経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

備考

- 1 桑名市移住・定住促進事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、桑名市の求めに応じて、桑名市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。
- 2 社印又は代表者印を押印してください。

第 号

桑名市移住・定住促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付で申請のありました桑名市移住・定住促進事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

桑名市移住・定住促進事業補助金 _____ 円

様式第4号及び様式第5号を削り、様式第6号を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

桑名市移住・定住促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

（請求者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました桑名市移住・定住促進事業補助金について、桑名市移住・定住促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。振込先は添付書類のとおりとします。

記

- 1 桑名市移住・定住促進事業補助金決定額 金 円
- 2 振込先
振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）のとおり
※口座名義は交付請求者本人名義のものに限ります。
- 3 添付書類
※振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）を添付してください。

様式第7号を削り、様式第8号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「取消理由」を「取消理由

返還期限」に改め、同様式を様式第6号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の第7条第3号の規定は、完了日がこの告示の施行の日以後である場合について適用し、完了日がこの告示の施行の日より前である場合は、なお従前の例による。